

知多北部広域連合議会規程第1号

知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月3日

知多北部広域連合議会議長 渡 邊 眞 弓

知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を
改正する規程

知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

第9条第1項第1号中「在留カード」の次に「、同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を、「特別永住者証明書」の次に「、同法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第3条第16号の改正規定は、公布の日から施行する。